

定期の認証維持審査の進め方について

JQA による認証取得者様に対する今後の定期の認証維持審査（以下、「定期審査」という。）の進め方につきまして、以下のとおりご案内申し上げます。

内容をご確認いただき、ご不明の点などがございましたら遠慮なくご連絡下さい。

【定期審査実施要領】

1) 定期審査の流れ

- ① 定期審査のお知らせ
: JQA より対象認証取得者の皆様へ、定期審査の実施案内等をお送りします。
- ② 申込書等の提出
: 審査受諾として定期審査申込書と品質管理実施状況説明書及び 17025 調査資料（必要な場合）を提出いただきます。
- ③ 審査計画書の送付
: 定期審査の申込受付として、審査日程などをお知らせするとともに、見積書を発行します。
- ④ 17025 調査の実施
: 審査計画に基づき、立会い試験の場合、17025 調査を書類調査又は現地調査にて実施します。
- ⑤ 工場審査/製品試験の実施
: 審査計画に基づき、認証維持工場審査及び認証維持製品試験を実施します。
- ⑥ 認証員会議の開催
: 審査結果の情報から JIS 認証の継続の可否について判定を行います。
- ⑦ 契約の更新/認証書の送付
: 認証継続の決定後、必要に応じて契約書を再度取り交わし、新しい認証書を送付します。旧認証書は返送いただきます。

2) 定期審査について

①定期審査の通知書及び申込書：

JQA から定期審査の対象認証取得者様（又は工場）へのご案内送付は下記の時期に行います。

・初回の定期審査：

認証契約締結日から3年後の6ヶ月から9ヶ月前（2年3ヶ月～2年6ヶ月経過後）

・2回目以降の定期審査：

前回の定期審査受付日から3年後の3ヶ月から6ヶ月前（2年6ヶ月～2年9ヶ月経過後）

②申込書等の提出：

認証取得者様には、JIS 認証の継続希望等、当該申込書をご記入の上、JQA にご返送いただきます。

なお、対象認証取得者様（又は工場）において、別の認証区分の JIS 認証を JQA から取得している（複数の認証番号を取得されている）場合で、同時に定期審査をご希望される場合は、その旨をお知らせ下さい。但し、同一日程で実施した別の認証区分の認証の有効期限は、今回実施対象の区分と同じ有効期限（認証契約締結日から3年毎）となります。

・提出資料：同封の通知書を参照してください。

もし、定期審査の対象範囲に追加や変更をご希望の場合は、定期審査申込書と一緒に必要書類をご提出下さい。変更等に係る提出書類は、「JIS マーク表示制度 認証取得後の手続き」(http://www.jqa.jp/service_list/jis_a/action/pumphlet/index.html) を参照してください。

③審査計画書の作成・送付：

認証維持工場審査及び認証維持製品試験の日程等を調整させていただいた後、日程や担当審査員名等を織り込んだ審査計画書をお送りいたします。なお、同時に、確定した審査内容を基にした見積書を発行いたします。

④17025 調査：

立会いで製品試験を実施する場合は、試験場所の 17025 調査を行いますが、初回適合性評価時にお送りいただいた調査資料と同一内容の資料を提出願います。但し、機器の校正日等は更新されたものとなります。

17025 調査は、基本的に書類調査としますが、初回の適合性評価時から製品試験の実施方法や試験装置等に変更があった場合には調査資料に当該変更が明記されている必要があり、変更内容によっては現地調査を行う場合があります。

⑤定期の認証維持工場審査（以下、「定期工場審査」という。）：

定期工場審査は、初回工場審査の実施方法（複数の認証区分への対応や外注工場への対応等）を踏襲します。外注工場の審査は、製造工場での外注管理を確認し、その結果から適切と判断される場合は外注工場先での現地調査を省略する事があります。

・主要な管理項目：(a)品質管理体制の変更—あった場合の内容確認

(b)顧客クレームや社内不適合への対応（是正の実施）

(c)外注管理の実施状況

(d)対象製品の品質確認及び取得以降の記録確認（JIS 規格への適合性）

確認項目には、製品試験用にサンプリングした製品等を対象に、出荷検査から主要資材までの工程管理記録や使用した材料まで追跡できる記録を含みます。（ロット追跡）

(e)JIS マーク使用の適切性（出荷の承認）

(f)試験・検査の実施状況（実地）

- ・ 審査の対象期間：定期工場審査は前回の審査日(初回工場審査又は定期工場審査)から今回の定期工場審査日までとなります。

⑥定期の認証維持製品試験（以下、「定期製品試験」という。）：

定期審査での製品試験についても初回製品試験と同様に実施いたしますが、JQA が妥当と判断する場合（試験期間が長期間にわたる試験項目等で管理が十分にされている項目）に限り、試験の一部を省略することがあります。但し、前回の製品試験（初回製品試験又は定期製品試験）において不合格となり再試験を実施した項目につきましては試験実施の対象となります。

サンプルについても初回製品試験と同様です。但し、当該サンプルが生産ラインの代表性において相応しくないと判断される場合は変更することがあります。

⑦認証継続の決定及び認証書の発行：

定期審査の実施後、審査担当者の報告書を当事業部の認証員会議において審議し、認証継続の適切性を判定いたします。 認証継続が決定されましたら、認証契約書（改版があった場合のみ）、JIS マーク表示に関する管理要綱などの契約書類の案文を JQA より提示します。

認証取得者様においてご確認いただき、確認結果の連絡をいただきましてから、正式契約書類を郵送いたします。 契約の更新手続きの実施後に認証書を再発行いたします。

なお、再発行された認証書がお手元にとどきましたら、旧の認証書をご返送下さい。

以上